

## 用語の説明

### ○環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めるものです。水環境にかかる環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）があります。

### ○健康項目

水環境の汚染を通じて、人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目が選定されています。現在、27物質について全国一律の基準値が設けられています。

### ○生活環境項目

人の生活に密接な関係のある、財産や動植物とその生息環境などの保全を目的とした基準です。公共用水域（河川、湖沼、沿岸海域）は、人の生活の中で様々な利用されており、各水域の利用を保全するために必要な水質項目について基準値が設定されています。

### ○水素イオン濃度（pH）

酸性、アルカリ性を示す指標で7.0が中性、これより数値が小さければ酸性を示し、数値が大きければアルカリ性を示します。

### ○溶存酸素量（DO）

水中に溶けている酸素量のこと、主に有機物による水質汚濁の指標として使われています。水中に有機物が増えると、微生物がそれを分解するために酸素が消費され溶存酸素量は減少します。

### ○生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物によって酸化分解する際に消費される酸素の量を mg/L で示したもので、水の有機物による汚れを表す指標として、河川に用いられます。

### ○化学的酸素要求量（COD）

酸化剤を用いて水中の有機物を酸化分解する際に消費される酸素の量を mg/L で示したもので、水の有機物による汚れを表す指標として、湖沼、海域に用いられます。

### ○環境基準点

環境基本法により、県または国で指定した水域ごとに1地点以上設置されており、環境基準の維持、達成状況を把握するための代表地点です。

### ○補助点

環境基準点以外の地点の水質を評価するためのデータを得ることを目的に設置されています。

### ○浮遊物質（SS）

水に溶けないで水中に浮遊している粒径1 $\mu$ m～2mmの物質の総称です。SSが多くなると水が濁ります。河川及び湖沼でのみ環境基準が適用されます。